

給与の年末調整

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。

年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市民税・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や、住宅借入金等特別控除(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。

なお、医療費控除を受けたり、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出する必要があります。

問 課税課・市民税係
TEL 06・6992・1456

従業員の給与支払報告書の提出

給与の支払者(事業主)には、原則として給与支払報告書の提出が義務付けられています。

市内在住の従業員がいる場合は、給与支払報告書(総括表)を送付しますので連絡してください。

また、個人市民税・府民税の特別徴収(給与から差し引き)にご協力ください。

問 課税課・市民税係
TEL 06・6992・1456

年末調整説明会

源泉徴収義務者は、送付済の案内状と関係書類を持参の上、出席してください。

時 11月21日(月)
午後2時～4時

場 守口文化センター(エナジーホール)

問 門真税務署

TEL 06・6909・0181
備 音声案内に従い、最初に②番を押してください。

平成28年分確定申告会場の開設期間が変更

平成29年2月16日(木)～3月15日(水)(土・日を除く)午前9時～午後5時

注 受付は午後4時までです。

注 受付は午後4時までです。

注 門真税務署内には確定申告会場を設けていません。

問 門真税務署
TEL 06・6909・0181

注 音声案内に従い、最初に②番を押してください。

「ご存じですか」

固定資産税
～償却資産～

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課税されます。このうち、償却資産とは事業の用に供する資産(機械、パソコン、陳列ケース、医療器具など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。注 取得価額10万円未満の償却資産は、原則として申告対象外です。

また、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは、申告対象から除かれます。

家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備など(電気・給排水設備、内装など)は、家屋と一体であっても償却資産とみなされ、取り付けた人(テナントなど)が納税義務者です。

問 課税課・家屋係
TEL 06・6992・1474

固定資産税の減額措置
～省エネ改修工事～

平成20年1月1日に存在し、平成30年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った住宅について、工事が完了した年の翌年度分に係る固定資産税額の3分の1を減額します。注 対象面積は居宅部分の120㎡までです。

対象住宅

▽専用住宅
▽延床面積に対し2分の1以上が居宅部分である併用住宅

▽分譲マンションなどの区分所有家屋(原則、専用部分のみが対象)

注 賃貸住宅は除く。

要件

- ▽改修費用が50万円を超えていること
▽次の①～④までのうち、①を含む工事を行うこと
①窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)【必須】
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事

注 外気などと接するもの工事に限る。

申請手続

減額措置を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書を課税課家屋係に提出してください。申請書は課税課にあります。▽工事明細書および領収書など

▽建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「熱損失防止改修工事証明書」

適正化に、ご理解とご協力をお願いします。

問 保険課・給付係
TEL 06・6992・1545

固定資産税の特例措置

住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせてください。

問 課税課・家屋係
TEL 06・6992・1474

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の場合でも、前年度の賦課期日における建て替え前の住宅の所有者が同じで、建て替え後の翌年度の賦課期日における住宅の所有者であることなど、一定要件を満たすと申告により軽減対象となります。

問 課税課・土地係
TEL 06・6992・1474

大阪府からのお知らせ

個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(水)です。8月に送付済の納付書で納期限までに納付してください。納付書が見当たらない場合

は問い合わせてください。

注 口座振替を利用している場合は、納付書は送付していません。また、年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

個人事業税の納付用紙で、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの(30万円以下)は、次の全国のコンビニエンスストアで納付できます。

サークルKサンクス、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスベシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン (五十音順)

納付には、便利で安心・安全な「口座振替」を利用してください。

問 大阪府北河内府税事務所
TEL 072・844・1331

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収

分の第1～3期分および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。

納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じた延滞金が加算されます。

また、固定資産税・都市計画税第4期の納期限は11月30日(水)です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資金があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押さえ、公売などを行っていくことになりま

すので、納期限内での納付を必ずお願いします。なお、病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852
TEL 06・6992・1854

国民健康保険料を滞納すると

期限までに納付がない場合は、督促状が発送されます。

適切な受診で医療費の適正化を

整骨院・接骨院での施術や、はり・きゅう・あんま・マッサージを受けた場合、医療保険を適用できるケース(事例)は限られています(下表)。適切な受診による医療費の

Table with 2 columns: 医療保険が適用できる場合 and 注意点. Rows include 整骨院・接骨院での施術, はり・きゅうによる施術, あんま・マッサージによる施術.